

高齢者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の趣味活動、仲間づくりの機会を創設し、生きがいをづくりの増進を図るため、高齢者団体が市の施設の利用に伴う観覧料及び使用料の減免（以下「減免」という。）を受けるための手続きの取り扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における高齢者団体とは次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 浜松市老人クラブ連合会及び同会に加入しているシニアクラブ
- (2) 本市に所在地を有する団体で、本市に住所を有する65歳以上の者の比率が7割以上で構成され、かつ、会員数が10人以上の団体

(対象施設)

第3条 減免の対象施設（以下「施設」という。）は、地方自治法第244条第1項の公の施設として市が設置したもののうち、当該施設の設置条例中に減免に関する規定があるものとする。

(高齢者団体の認定申請)

第4条 高齢者団体の認定を受けようとする団体は、高齢者団体認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第2条第1号に規定する団体は、第1号様式の提出によらず市への申出により申請があったものとみなすことができる。

- (1) 団体の会則等（団体の所在地、活動趣旨を明示したもの）
- (2) 団体の会員名簿（役職名、住所（番地不要）、氏名、生年月日、年齢を明示したもの）

(高齢者団体の認定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、認定の可否について審査し、審査結果を高齢者団体認定（不認定）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年以内の3月31日までとする。ただし、市長が認める場合にはこの限りではない。

(認定の更新)

第7条 前条の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の2ヶ月前から有効期間満了日までの間に、高齢者団体認定申請書（第1号様式）を提出しなければならない。この場合においては、第4条並びに第5条の規定を準用する。ただし、第2条第1号に規定する団体の有効期間は、第1号様式の提出によらず更新されるものとする。

(変更等の申請)

第8条 高齢者団体は、次の各号の一に該当するときは、高齢者団体変更等申請書（第3号様式）を速やかに市長へ提出しなければならない。ただし、第2条第1号に規定する団体は、第3号様式の提出によらず市への申出により申請があったものとみなすことが

できる。

- (1) 団体の代表者を変更したとき
- (2) 団体の所在地を変更したとき
- (3) 団体の名称を変更したとき
- (4) 高齢者団体が第2条の要件を欠くに至ったとき
(変更内容の認定通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、認定の可否について審査し、審査結果を高齢者団体変更認定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(報告の聴取)

第10条 市長は、高齢者団体が第2条の条件を満たしているか確認するため、必要と認める事項の報告を求めることができる。

(高齢者団体の認定の取り消し)

第11条 市長は、高齢者団体が次の各号の一に該当するときは、高齢者団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、団体の認定を受けたとき
- (2) 第8条第4号に該当したとき
- (3) この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、高齢者団体認定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(減免手続)

第12条 高齢者団体が減免を受けようとするときは、施設利用を申し込む際、高齢者団体認定通知書（第2号様式）を提示しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免に関する実施要綱（平成4年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 施行日までに認定を受けた高齢者団体については、平成24年3月31日をもって、その効力を失うものとする。
- 3 この要綱の施行に伴い、「高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する内規」は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月31日から施行する。
- 2 施行日以降に新規申請または更新申請のあった場合の認定の有効期間は、第6条の

規定に関わらず、平成３０年３月３１日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 施行日以降に新規申請または更新申請のあった場合の認定の有効期間は、第６条の規定に関わらず、平成３０年３月３１日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年１月３１日から施行する。
- 2 施行日以降に新規申請または更新申請のあった場合の認定の有効期間は、第６条の規定に関わらず、平成３３年３月３１日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。
- 2 施行日以降に新規申請または更新申請のあった場合の認定の有効期間は、第６条の規定に関わらず、平成３３年３月３１日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１月３１日から施行する。
- 2 施行日以降に新規申請または更新申請のあった場合の認定の有効期間は、第６条の規定に関わらず、令和６年３月３１日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年１月３１日から施行する。
- 2 施行日以降に新規申請または更新申請のあった場合の認定の有効期間は、第６条の規定に関わらず、令和９年３月３１日までとする。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高齢者団体認定申請書

（あて先） 浜松市長

申請者 所在地 _____

団体名称 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

高齢者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、高齢者団体の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 活動目的・内容

2 添付書類

- (1) 団体の会則、規約等
- (2) 会員名簿

※会員名簿には、役職名、住所（番地不要）、氏名、生年月日、年齢があること。

第2号様式（第5条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

(申請者名)

浜松市長 印

高齢者団体認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった高齢者団体認定の可否について、次のとおり決定したので、高齢者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱第5条の規定により通知します。

記

決 定 区 分	
所 在 地	
団 体 名	
代 表 者 名	
認 定 年 月 日	
更 新 年 月 日	
認定の有効期間	
不 認 定 の 理 由	
備 考	

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高齢者団体変更等申請書

（あて先） 浜松市長

申請者 所在地 _____

団体名称 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

高齢者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のとおり申請いたします。

記

1 変更内容

2 変更年月日

3 その他

第 4 号様式（第 9 条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

（申請団体名）

浜松市長 

高 齢 者 団 体 変 更 認 定 通 知 書

年 月 日付け申請のあったものについて、高齢者団体の施設の利用に伴う
観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱第 9 条の規定により下記のとおり通知します。

記

変更内容認定日	
変 更 内 容	

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

（申請団体名）

浜松市長 

高 齢 者 団 体 認 定 取 消 通 知 書

高齢者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱第 1 1 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

認定取消日	
認定取り消しとなった理由	